

証明書発行請求機 をご利用ください

タッチパネル方式なので
操作は簡単です。



証明書発行請求機

○ 設置場所

高松法務局2階証明書等請求窓口待合室

○ ご利用時間

午前9時から午後5時まで

(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日除く。)

メリット その1

請求書(申請書)の記載不要♪

メリット その2

待ち時間短縮♪

メリット その3

印鑑カード利用で会社・法人の各種証明書請求がさらに簡単に♪

証明書発行請求機でご請求いただける証明書

★ 土地・建物の登記事項証明書

(地番・家屋番号がお分かりの場合のみ)

★ 地図・図面の証明書

(地番・家屋番号がお分かりの場合のみ)

★ 会社・法人の登記事項証明書

★ 会社・法人の印鑑証明書

(印鑑カード及び代表者の生年月日の入力が必要です。)

★ 動産・債権譲渡登記の概要記録事項証明書

※ 要約書、公用申請は請求できません。

※ 証明書の枚数が20枚を超える場合は、この請求機から請求することはできません。

操作についてご不明な点がございましたら、ご遠慮なく職員におたずねください。

(株) 総合人材センター TEL 087-821-6236